

三原市学校屋内運動場等空調設備整備事業基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名称

三原市学校屋内運動場等空調設備整備事業基本計画策定業務委託

2 業務の目的

三原市（以下「市」という。）における教育施設等の屋内運動場等（以下「屋内運動場等」という）への空調設備については、児童・生徒及び利用者の熱中症対策をはじめとする教育環境等の質的向上、災害時の避難所としての避難者の健康面への配慮等の面から、早急な導入が求められている。

本業務は、学校屋内運動場等空調設備整備事業（以下「整備事業」という）における事業手法、空調方式及び事業費等を比較検討し、効率的な事業実施に寄与する基本計画の策定を目的とする。

3 対象施設

市内の公立小中学校30校の屋内運動場29箇所及び武道場8箇所の計37箇所を対象とする。

No.	学校名	構造形式	屋内運動場床面積 (㎡)	武道場床面積 (㎡)
1	三原小学校	R C造	831	
2	糸崎小学校	R C造	708	
3	木原小学校	R C造	612	
4	中之町小学校	R C造	704	
5	西小学校	R C造	704	
6	田野浦小学校	R C造	895	
7	須波小学校	R C造	598	
8	深小学校	鉄骨造	420	
9	南小学校	R C造	1,126	
10	沼田小学校	鉄骨造	420	
11	沼北小学校	R C造	543	
12	沼田東小学校	R C造	688	
13	沼田西小学校	鉄骨造	595	
14	小泉小学校	鉄骨造	496	
15	幸崎小学校	R C造	634	
16	鷺浦小学校	鉄骨造	561	
17	本郷小学校	鉄骨造	791	
18	本郷西小学校	R C造	566	
19	久井小学校	R C造	共用である久井中学校で記載	
20	大和小学校	R C造	683	

21	第一中学校	R C造	917	299
22	第二中学校	R C造	1,156	290
23	第三中学校	R C造	1,008	335
24	第四中学校	R C造	589	301
25	第五中学校	R C造	945	328
26	幸崎中学校	R C造	701	
27	宮浦中学校	R C造	996	318
28	本郷中学校	R C造	1,017	370
29	久井中学校	R C造	1,193	320
30	大和中学校	R C造	1,116	

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで（検査期間を含む。）

5 業務内容

(1) 基本情報及び条件の整理

受注者は、整備事業に必要な施設概要等基本情報及び条件を整理する。

(2) 現地調査

対象施設の現地調査を行い、現況について、空調機器設置可能場所や空調方式等、実施に当たって必要な事項を調査すること。対象施設及び調査実施時期等の詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

(3) 空調方式の検討

導入する空調設備について、比較・検討し、各施設に最適な方式を検討するものとする。比較・検討を行う空調方式は、EHP（大容量スポットエアコンを含む）及びGHP（都市ガス/プロパン）とするが、その他、各施設に有効と考えられる方式があれば提案すること。

比較・検討の項目は能力、ライフサイクルコスト（イニシャルコスト、光熱費、維持管理費等）、環境面、保守・メンテナンス性、災害時の利用、更新スケジュール等、多面的な視点から分かりやすく整理し、金額を明記した比較表にまとめること。

(4) 発注方式の検討

想定される主な事業手法（従来方式、DB方式、PFI方式、リース方式等）について、事業の効率性、市の負担の軽減、サービス水準の向上、事業スケジュールについて定性的・定量的に比較検討し、最適な事業手法を提案するものとする。

(5) 断熱性の検討

効率的・効果的な施設整備を行うため、断熱性確保工事事例を収集し状況・規模に応じた適切な断熱性を確保する方法及びイニシャルコストと光熱費を整理・検討するものとする。

(6) 概算事業費の算出

上記検討を踏まえ、「三原市学校屋内運動場等空調設備整備事業」にかかる概算事業費の算出を行うこと。

※10月を目途に令和8年度予算要求する上で必要な資料を提出すること。

(7) 財源の検討

各事業スケジュール、方式において利用できる財源を検討して提案すること。

(8) 整備基本計画案の作成

受注者は、整理した基本情報及び条件を基に、計画地の問題点や計画条件を抽出し、最適な計画案を提案し、市と協議のうえ整備事業の前提となる基本計画を作成する。その際、周辺地域への影響（騒音、振動、温風、臭気等）にも配慮すること。（必要に応じて現地調査を行う。）具体的には、対象の敷地形状、校舎や対象室の配置及びコスト等に留意のうえ、適切な空調方式の提案を行う。使用するエネルギーは、電気、都市ガス又は液化石油ガスとし、各学校の敷地条件や利用条件（避難所利用を含む）等に配慮したエネルギーを選択する。

なお、提案に関して空調設備に関する知識を有する者の意見を反映させること。

(9) 報告書作成

以上の検討結果を報告書としてとりまとめ、成果品として提出する。

6 打合せ協議

主要な協議・打合せは3回程度とし、その他必要と認められる場合に打ち合わせを行う。

市担当者等との打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに調査職員に提出しなければならない。

7 貸与資料

市は、本業務に特に必要と認めた場合は、次に掲げる貸与可能資料を受注者に貸与するものとする。

その際、受注者は、貸与を受けた資料等を本業務以外に使用してはならない。また、過失による破損、紛失などが生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

(1) 各施設図面（建築・電気・機械）

(2) 電力購入契約書等

(3) 都市ガス供給契約書等

8 貸与資料の保管等

本業務において、市から貸与される資料については、受注者は必ず「借用書」を提出し、その重要性を認識し、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

9 検査等

受注者は、本業務完了後に市の検査を受けるものとし、市より仕様書の定めに適合しないものとして、修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって本業務を完了するものとする。ただし、本業務完了後であっても、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は市の指示に従い、責任を持って、速やかに是正するものとする。なお、当該是正に係る費用は、全て受

注者の負担とする。

1 0 履行期間の変更

受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表その他必要な資料を市に提出しなければならない。

1 1 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・業務報告書 3部
- ・業務報告書（概要版） 3部
- ・打合せ記録簿
- ・その他関連資料
- ・上記電子データ一式（CD-R 又は DVD-R）

1 2 成果品の引き渡し

本業務完了後の成果品の検査については、市が実施し、検査の合格をもって全ての引き渡しを終了するものとする。

1 3 成果品の帰属

本業務の成果品に関する所有権及び著作権は、市に帰属し、受注者は、市の承認を得ずして他者に公表、貸与又は使用してはならない。

1 4 著作権及び所有権

本業務の成果品の所有権及び著作権は、当該成果品の引き渡しをもって、受注者から市に移転するものとする。

1 5 再委託

- （1）受注者は、本業務の主要な部分については、第三者に業務を委託してはならない。
- （2）受注者が、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。

1 6 留意事項

- （1）受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。
なお、本業務の実施について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、市と受注者で協議する。
- （2）受注者は、本業務の実施に関して知り得た各種情報について、市の許可無く第三者に公表、貸与又は開示してはならない。本業務終了後であっても同様とする。
- （3）本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項につい

ては、協議の上定め、市担当者の指示に基づいて業務を遂行すること。

- (4) 受注者は、本業務の履行に当たって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、市に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。なお、協力者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底しなければならない。

参 考 数 量 書

業 務 名 称

三原市学校屋内運動場等空調設備整備事業基本計画策定業務委託

三原市内

[工事概要]

用途、構造、面積		
業 務 範 囲		
別 途 業 務	無し	
履 行 期 限	契約締結日の翌日から 令和8年1月30日 までを工期とする。	
一 般 事 項		
《業務予算内訳》 設計金額 ￥ (税込み)		
〈内 訳〉		
区 分	金 額	摘 要
業 務 価 格		
消 費 税 額		
設 計 金 額		

